E　meet the qualification requirements which Executive Vice President Financial Affairs, National University Corporation Kagoshima University may specify in accordance with Article 4, section 6 of the Regulation concerning the Goods supply contract for Kagoshima University,

F　not be currently under a suspension of business order as instructed by Executive Vice President Financial Affairs, National University Corporation Kagoshima University.

⑺　Time limit of tender : 17 : 00　21 December, 2018

⑻　Contact point for the notice : Yuji Arikawa, Procurement Section, Accounting Division, Finance Department, National University Corporation Kagoshima University, 1―21―24 Korimoto Kagoshima-shi 890―8580 Japan, TEL 099―285―7153

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年10月26日
契約担当役
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
理事　新田　正樹

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　17

**○第４号**

1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　購入等件名及び数量　全学サービスソフトウェア群　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成31年３月１日
⑸　納入場所　北陸先端科学技術大学院大学
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第31条及び第32条の規定に該当しない者であること。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成30年度に東海・北陸地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成30年３月30日付け号外政府調達第59号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第33条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
⑷　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒923―1292 石川県能美市旭台１―１　北陸先端科学技術大学院大学総務部会計課調達係長　井上こずえ　電話0761―51―1118
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成30年11月６日14時00分　北陸先端科学技術大学院大学産学官連携本部棟３階中会議室
⑷　入札書の受領期限　平成30年12月17日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成31年１月10日14時00分　北陸先端科学技術大学院大学産学官連携本部棟３階中会議室

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第39条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaki Nitta, The Obligating Officer Director-General Trustee,Japan Advanced Institute of Science and Technology
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : software for the whole campus 1 Set
⑷　Delivery period : By 1 March, 2019
⑸　Delivery place : Japan Advanced Institute of Science and Technology
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 31 and 32 of the Regulation concerning the Contract for Japan Advanced Institute of Science and Technology,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2018 in the Tokai・Hokuriku area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C　meet the qualification requirements which The Obligating Officer may Specify in accordance with Article 33 of the Regulation,
D　not be currently under a suspension of business order as instructed by The Obligating Officer.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　17 December, 2018
⑻　Contact point for the notice : Kozue Inoue, Procurement Section, Accounting Division, Administrative Division, Japan Advanced Institute of Science and Technology, 1―1 Asahidai Nomi-Ishikawa 923―1292 Japan, TEL 0761―51―1118

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年10月26日
大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長　小森　彰夫

◎調達機関番号　416　◎所在地番号　21

**○第３号―核融合**

1　調達内容
⑴　品目分類番号　15、28
⑵　購入等件名及び数量　キャンパス情報ネットワークシステム（セキュリティシステム）一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成31年５月１日
⑸　納入場所　自然科学研究機構核融合科学研究所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　大学共同利用機関法人自然科学研究機構の契約実施規則第３条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。